

やまぐち文化芸術振興プラン（第3次）【素案】に対して  
提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月18日(水)  
2 意見の件数 59件(11人)  
3 意見の内容と県の考え方

【第2章 文化芸術に対する基本認識】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>【計画の対象範囲】</p> <p>4ページの「本計画の対象範囲」について、いわゆる「サブカルチャー」は含まれるのでしょうか。海外の方々との「交流」につながり、「経済的効果」にも期待ができる「サブカルチャー」も含まれればよいのではないかと思います。</p>	<p>本プラン(やまぐち文化芸術振興プラン)では、時代の変化等によって生まれる新たな文化芸術のジャンルについても、柔軟に取り入れて運用することとしています。</p>
2	<p>【コロナ関係】</p> <p>3年目を迎えてもまだコロナ感染が拡大する中、文化活動が思うようにできない日々が長く続いています。その状況をしっかり把握して臨機応変に施策を推進していただきたいと思います。また、県内各分野における文化活動の現状の把握など、早急なご対応と文化活動への支援を物心両面からお願いしたいと思います。</p>	<p>文化活動の状況については、県立文化施設や山口県文化連盟加盟団体等を通じて把握しながら、施策の展開につなげていきます。</p> <p>また、施策の取組状況等については、毎年度作成する「山口県文化芸術白書」により公表するとともに、「山口県文化芸術審議会」において審議し、社会情勢の変化等を踏まえた必要な見直しを行った上で、次年度以降の施策展開と予算化に向けた検討を行います。</p>
3	<p>【コロナ関係】</p> <p>新型コロナウイルスの感染が終結したとしても、あらゆる感染症に対して対策を講じていくことは、コロナ禍を経験した私たちが、今後様々な場面で当然為すべき対策となるものと思います。そのための「新たな生活様式の実践」に関して触れ、ハード、ソフト両面からの対策を引き続き行っていくことに言及しておく必要はないでしょうか。</p>	<p>本プラン(やまぐち文化芸術振興プラン)は、中長期的な視点に立った指針と位置付けているため、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践についての記載はありませんが、今後とも感染症の状況に応じ、適切に対応してまいります。</p>
4	<p>【具体策に欠ける】</p> <p>第1章から第5章まで、総論ですから仕方がないことだと思いますが、十分な成果が得られるか疑問です。なぜならきめの細かい具体策に欠けるからだと思います。</p>	<p>本プラン(やまぐち文化芸術振興プラン)は、コロナ後を見据えた中長期的な視点に立った文化振興に向け、取り組むべき施策を総合的・体系的に整理した指針と位置付けています。このため、個別の施策については、その方向性や概要の記載にとどめています。</p>

【第4章 1 やまぐちの文化資源を活かした「文化観光」の推進】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	<p>【文化観光】</p> <p>「文化観光」として文化資源を活かした文化振興と観光振興を行うことは良いと思います。観光となると人の移動が問題となり、県外からの観光客を取り込むためには、交通の利便性を考慮する必要があると思います。</p>	<p>文化観光の推進に当たっては、文化資源の活用等の取組に加え、円滑な移動手段の充実も重要と考えています。</p> <p>いただいたご意見は、関係課とも情報共有し、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
6	<p>【文化観光】</p> <p>施策の柱のうち、「1 やまぐちの文化資源を活かした「文化観光」の推進」では、タイトル表現の「文化観光」において、「観光」の文言をわざわざつける必要はないように思われる。</p>	<p>国において、2020(令和2)年5月施行の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(以下「文化観光推進法」という。)」に基づき、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果を文化の振興に再投資する「文化観光」の取組が進められています。本県においても今後「文化観光」に取り組むこととしています。</p>
7	<p>【デジタル】</p> <p>美術館所蔵の文化財のデジタル化による発信も進める必要があると思いますが、本来の対面による文化財の鑑賞を軽視することが無いように配慮すべきかと思います。ネット上で終わることなく、実物を見に来てもらう魅力を備えたデジタル化を考慮する必要があると思います。</p>	<p>本物の芸術文化に触れる体験や機会は重要であり、デジタル化はそれを促す一つの手法として取組を進めているところです。</p>
8	<p>【県・市町の拠点施設連携】</p> <p>美術館、博物館、劇場などの拠点施設を中心とした展開は、間違っていないと思います。ただ、県だけではなく市町の拠点施設とも連携協力した活動まで視野に入れた行政の積極的な動きがどうも見えない気がします。例えば、県の活動、市町の活動につながりを感じません。</p>	<p>文化施設が地域の文化芸術活動の拠点としての役割を担っていけるよう、山口県公立文化施設協議会を中心に、様々な文化施設と行政機関相互の情報の共有や文化施設相互のネットワークづくりを促進しています。</p> <p>また、第5章3「市町との連携」に記述のとおり、県と市町との適切な役割分担の下でパートナーシップによる連携の強化を図り、文化芸術振興施策の一体的、総合的な推進に努めます。</p>
9	<p>【情報発信】</p> <p>ポストコロナ社会における文化芸術の進め方として、情報化の推進では、新しいメディア、ICTの活用、動画配信など様々なメディア媒体の積極活用に力点を置いてほしい。</p>	<p>ICTをはじめとする新たな技術を活用した情報発信は、文化芸術行政にとっても有益なものと認識しており、デジタルアーカイブの整備やウェブサイト、SNS等を活用した情報発信等を積極的に行うこととしています。</p>
10	<p>【情報発信】</p> <p>県や県立文化施設では良い事業を行っていると思うが、事前広報や開催結果レポートなど、リアルタイムでの情報発信がまだ</p>	<p>ウェブサイト、SNSなどを活用した県内文化芸術情報の発信に取り組んでいると</p>

	<p>まだ十分ではないと感じる。SNSやYouTubeなどを活用し、様々な形で豊富な情報を県民に届けていただきたい。</p>	<p>ころですが、より迅速できめ細かな情報発信に努めます。</p>
11	<p>【情報発信】</p> <p>県民の文化芸術に対する関心を高めるため、県や国の助成を受けた優れた文化芸術活動や、表彰を受けた優れたアーティストの活動について、ホームページやSNS、YouTubeチャンネル等を活用し、これまで以上に積極的に発信、紹介していただきたい。</p>	
12	<p>【きらら博記念公園関係】</p> <p>「山口きらら博記念公園での文化イベントの開催等」について、同公園では、過去に「二千人の第九」や「国民文化祭オープニングフェスティバル」が開催されたが、文化イベントの開催に適した施設設備ではないため、仮設舞台や音響対策など1回限りの対策に莫大な経費と時間を要した。こうした経験を踏まえ、一過性に終わらない持続可能な企画内容や開催手法を検討されたい。</p>	<p>第4章「3 県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備」に記載の「山口きらら博記念公園を中心とした文化芸術の振興を図るための環境づくりの推進」を通じて、一過性に終わらない持続可能な手法の検討など、今後の県内文化芸術の活性化に資するよう取り組みます。</p>
13	<p>【アーティスト・イン・レジデンス】</p> <p>アーティスト・イン・レジデンス事業は、秋吉台国際芸術村の開設以来25年にわたり実施されてきたが、少子高齢化や担い手の減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、この事業が本県の文化芸術の振興にどれだけ寄与したのかを検証して、今後のあり方を検討されたい。また、その検証・検討は、この事業がアートの世界で評価されているかどうかではなく、県民のためになっているかどうかという視点で行っていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
14	<p>【アーティスト・イン・レジデンス】</p> <p>アーティスト・イン・レジデンス事業を今後も継続するのであれば、県民の文化芸術活動を育成・支援するために外国人アーティストを活用する、という視点で実施されたい。また、公費丸抱えではなく、実行委員会方式を採用して、アートNPOが積極的に外部からの資金調達に取り組むこととするなど、事業スキームの見直しを検討されたい。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>

【第4章 2 やまぐちの文化芸術を担う人材の育成と活躍支援】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	<p>【部活動改革】</p> <p>中学校部活動地域移行は、多くの課題が懸念されます。もっと議論して、文化芸術を愛好する世代を育てるチャンスになることを期待しています。</p>	<p>県では、国が示す公立中学校の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、本県の中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化環境の構築を資するため、関係機関等による「やまぐち部活動改革推進協議会」を設置し、地域における新たな環境の構築の推進に向けた検討を進めています。</p>
16	<p>【部活動改革】</p> <p>国が進めている地域移行は、教育の視点よりも、教員に残業代を払う金がないから部活動を学校の外に出そうという意図が窺えるので、あくまで児童生徒の育成の視点に立ちながら、対応を検討されたい。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
17	<p>【部活動改革】</p> <p>学校部活動は、学校や自治体が有する社会的信用に守られていることが存立の基盤となっている。一方、地域の文化芸術団体の基盤は脆弱であり、地域差も大きく、とても今ある部活動の受け皿にはなりえないのが現状である。国が進める地域移行は、一步間違えると本県の文化芸術の将来に致命的な影響を及ぼす恐れがあるので、期限を切らずに慎重に対応されたい。</p>	
18	<p>【部活動改革】</p> <p>一般の住民を巻き込んだ誰でもが参加できる文化芸術のサークルの維持が非常に難しくなってきました。行政が小中高等学校の部活動作成に関与し、子供のころから文化に親しんでもらう環境づくりをお願いしたいです。</p>	
19	<p>【人材育成】</p> <p>学校教育において、伝統文化を扱うことも必要ですし、文化の各分野において人材育成の支援をすることも必要かと思えます。それには一応、価値観の定まった分野での育成を優先することで効果的かと思えます。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
20	<p>【人材育成】</p> <p>やまぐち文化プログラム（明日の文化人育成プロジェクトなど）の展開による若手芸術家による支援も効果的でしょうが、単発的な取り組みだけで解消できるわけではなく、実際には地域現場では後継者難は解消できていません。</p>	<p>若い世代の文化芸術活動への参画は重要な課題であると認識しており、若手芸術家等の活躍支援や、県立文化施設等における子どもを対象としたプログラムの充実など、文化芸術を次世代に継承するための仕組みづくりに関する施策を継続的に推進していきます。</p>
21	<p>【人材育成】</p> <p>若手芸術家の育成に、幅広い事業を展開する。</p>	

22	<p>【人材育成】 子ども達への関わり方として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年に本物の芸術文化に触れる機会をさらに増大させる。</li> <li>・アウトリーチ活動や巡回学校公演などの積極的な展開などに力点を置いてほしい。</li> </ul>	<p>第4章 2の「⑥未来の地域文化の担い手育成」に記載の「第一線で活躍する芸術家との交流機会等の充実」や「学校現場での優れた芸術に触れる機会の提供」など、文化芸術を次世代に継承するための取組を継続的に推進していきます。</p>
23	<p>【人材育成】 本県では、少子高齢化と人口減少に歯止めがかからず、2025年には団塊の世代が全員後期高齢者になることから、今後、本県の文化芸術を支える人材の減少が加速し、深刻な局面を迎えることが懸念される。県においては、プランの柱の中でも、「文化芸術を担う人材の育成と活躍支援」に特に力を入れて取り組んでいただきたい。</p>	<p>本県の文化芸術を支える人材の確保は重要な課題と認識しており、「文化芸術を担う人材の育成と活躍支援」を本プランの3つの柱の一つに位置付け、積極的に取り組んでいきます。</p>
24	<p>【人材育成】 邦楽団体では少子高齢化の傾向が顕著で、高齢の会員が多数を占める会員構成となっており、邦楽文化の将来が心配。若い人に受け入れられる伝統文化の継承が必要であり、邦楽文化を盛り上げていく仕組みを実行すべきです。魅力的な楽曲などの開発にも注力できるようにしてほしいと思います。積極的に邦楽文化芸術の振興を進めたいと思っています。</p>	<p>若い世代の文化芸術活動への参画は重要な課題であると認識しており、若手芸術家等の活躍支援や、県立文化施設等における子どもを対象としたプログラムの充実など、文化芸術を次世代に継承するための仕組みづくりに関する施策を継続的に推進していきます。</p>
25	<p>【人材育成】 地域で根を張って生きている文化人を育てるためにも、ワークショップなども東京から著名な方を招致するだけでなく、地元から文化を発信している人達の起用をしていただける機会が、もっとあると嬉しく思います。</p>	<p>文化人材バンク登録者のスキルアップ支援や活躍の場の創出を継続的に推進していきます。</p>
26	<p>【人材育成】 地域における文化芸術の担い手を育てるためには、指導者・団体等の活動支援が必須となるため、補助金制度の拡充を要望します。</p>	<p>県では、地域文化を支える人材の育成・担い手の育成を目的とした補助事業を実施しています。 いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
27	<p>【人材育成（芸術村）】 秋吉台国際芸術村においては、本県に定住するわけではない外国人アーティストへの支援よりも、本県ゆかりのアーティストを対象として、創作活動への支援や文化施設への派遣（ワークショップやアウトリーチ）を行うなど、本県の文化芸術を支える人材の育成と活躍支援を第一義として取り組むこととされたい。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
28	<p>【人材育成（芸術村）】 秋吉台国際芸術村で開催されている「秋</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>

	吉台音楽コンクール」については、全国から注目される権威ある大会となるよう、企画・運営の充実に努められたい。	
29	<p>【人材活用】</p> <p>表彰受賞者については、表彰して終わりではなく、その後の活躍を積極的に支援するとともに、人材活用を図ることにより、本県の文化芸術の振興に活かしてほしい。</p>	受賞した芸術家による公演の開催等、本県の文化芸術の振興につながる取組を継続的に実施していきます。

### 【第4章 3 県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
30	<p>【環境の整備】</p> <p>3 県民誰もが芸術文化に親しめる環境の整備⑧【重点】県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実 の中に「県民や文化団体等が主体的に行う文化行事に対する後援、支援を行います。」とありますが、【施策・取組の方向性】を見ても具体的な方策が見当たらないのですがいかがでしょうか。</p>	<p>【施策・取組の方向性】に記載の「一定の基準を満たす文化芸術事業への後援名義の提供」が該当します。本県では、「やまぐち文化プログラム」のコンセプトに沿った公演や文化イベント等を「協賛事業」として認証し、「山口県総合芸術文化祭」のロゴマークの付与や情報誌やWebサイトによる情報発信等により支援しています。</p>
31	<p>【環境の整備】</p> <p>誰もが文化芸術に親しめる場づくりの拠点として地域の文化施設を中心にした「まちづくり」の観点があまりにも抜け落ちています。他にも学校という拠点施設も大いに関係するので、教育委員会などとも連携して、「まちづくり」の観点も考慮しながら進めるべき。</p>	<p>県では、県立文化施設を拠点とし、学校と連携した取組を進めるとともに、地域と連携、協働したアートイベントを開催するなど、まちづくりの観点も踏まえた取組を進めています。</p> <p>今後とも文化芸術の振興に向け、まちづくりの観点も踏まえ、県教育委員会や関係機関と連携しながら施策を推進していきます。</p>
32	<p>【環境の整備】</p> <p>文化施設の有効活用に力を注いで欲しい。入場無料のイベントについては、利用料金を今以上に下げてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
33	<p>【クラウドファンディング】</p> <p>文化活動への寄附やクラウドファンディングの積極活用を行政がサポートしてほしい。</p>	<p>文化芸術関係者が持続可能な形で活動を継続できるよう、クラウドファンディング等の寄附文化の機運醸成や理解促進に務めます。</p>
34	<p>【連携強化】</p> <p>文化関係者の相互連携強化や、プラットフォーム化の構築などに力点をおいてほしい。</p>	<p>第5章 4「関係団体等との連携」のとおり、本プラン（やまぐち文化芸術振興プラン）の推進に当たっては、文化芸術関係団体等をはじめ、山口県文化連盟、公益財団法人やまぐちきらめき財団、文化施設、学校、事業者、行政機関等が相互連携を図りながら取り組んでまいります。</p>
35	<p>【連携強化】</p> <p>文化芸術を振興していく上で、県民の相互支援、相互協力、市民協働といった発想により、お互いに連携し、理解して、支え</p>	<p>第5章に記述のとおり、施策の推進に当たっては、県民、市町、関係団体等との連携の下、文化芸術振興施策の一体的、総合的な推進に努めます。</p>

	あっていくといった考え方を、示しておくことは必要ないでしょうか。	
36	<p>【過疎地対策】</p> <p>地域の文化活動の振興では、特に過疎地域での文化活動の見直しと積極支援などに力点を置いて欲しい。</p>	過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、次代の文化の担い手確保や、各地域の貴重な文化資源の維持・継承等は喫緊の課題となっており、本プラン（やまぐち文化芸術振興プラン）では、過疎地域を含めて施策を行っていくこととしています。
37	<p>【ネーミングライツ】</p> <p>各地の事例を見ると、企業色が出すぎたものや地域色が見えないものなど、県民・市民の財産として如何なものかと思うものが少なくないので、慎重に実施されたい。実施に当たっては、たとえば兵庫県立芸術文化センターの手法（施設の総体ではなく、大・中・小の各ホールに命名権を設定することで、公共施設名との両立を図っている）などを参考にされたい。</p>	<p>ネーミングライツに関する基本的な考え方は、県有施設を有効に活用し、施設への親しみや愛着を深めていただくとともに、新たな財源確保を図るために導入するものとされています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、ネーミングライツの導入の検討にあたり、参考にさせていただきます。</p>

### 【県民意識調査に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
38	<p>県では、この素案を作成するに当たり、郵送で県民アンケートを実施されているが、回答者を見ると、60歳以上の高齢者が半数を占めている。少子高齢化を差し引いて考えても、意見が高齢者層に偏っている。次代を担う若者や、文化イベント等に参加しにくい子育て世代の意見をもっと把握する必要がある。今後は、SNSやグループフォームなど、デジタル技術も積極的に活用して意識調査を進めていただきたい。</p>	<p>県民意識調査にあたっては、県内に居住する18歳以上の男女1,500人を市町別人口比による割当により、住民基本台帳からの無作為抽出により実施しました。</p> <p>いただいたご意見は、今後の実施に際し、参考にさせていただきます。</p>

### 【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
39	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件（12/28時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）前述対応が不可能ならば、その具体的</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

	理由を明示願います。(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)	
40	・ 当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。	
41	当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。	
42	「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
43	同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか 明示願います。	
44	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
45	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
46	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
47	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取	



	られていないのか明示願います。	
48	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
49	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って（期間1ヶ月で）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）	
50	前述回答を「県の条例に則って（期間1ヶ月で）実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。	
51	前述対応しないというならばその理由を明示願います。	
52	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内でお願い致します）。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」）などにより広報に努めました。 広報手段が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
53	今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4-5段広告）への掲載案件と未掲載案件（別途小広告記載）に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。
54	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。	
55	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。（パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を	

	<p>広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われま。す。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えま。す。)</p>	
56	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願いま。す。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願いま。す。)</p>	
57	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じま。す。県広報紙発行頻度の見直しを実施願いま。す。</p>	
58	<p>16案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えま。す。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願いま。す。 (案作成時に実施済とは思いま。すが一応。)</p>	<p>本プラン(やまぐち文化芸術振興プラン)の改定にあたっては、県民意識調査の実施をはじめ、学識経験者や文化芸術団体役員、公募委員等で構成する「山口県文化芸術審議会」に対してご意見をうかがい、最終案に反映させていま。す。</p>
59	<p>16案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一</li> <li>・経緯説明の際は年表資料提示</li> <li>・資料中表・図への附番</li> <li>・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示</li> <li>・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示</li> <li>・過去計画、当計画(案)で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の(計画時点)実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値案新規設定の場合はその理由の明示</li> <li>・語句説明設定(各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐわかる対応実施の上)</li> </ul> <p>を宜しく御願いま。す。</p>	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成していま。す。</p>